

保育等子育て環境充実事業費補助金の概要

1 趣旨

子育て環境日本一の推進を図るため、児童福祉施設の運営者が行う子育て環境の充実に資する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象

- ① 児童福祉法に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園であって、地方公共団体以外の法人が運営するもの
- ② 児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設及び児童厚生施設であって、地方公共団体以外の法人が設置するもの

3 補助対象事業

○ 次の目的のために行う施設、施設の付帯設備の整備

- ① 保育の質の向上のため
- ② 安全対策のため
- ③ 衛生対策のため
- ④ 災害対策のため

※ 次のものは補助対象外

- ・ 施設の入所児童の処遇及びその保護者の支援に関係のない事業
- ・ 既に設置されている施設の付帯設備を同等のものに買い換える事業
- ・ 国や府の他の補助制度の対象となる事業
- ・ 付帯設備については、1 設備あたり50万円未満のもの

4 補助金の額等

補助率 : 1/2以内
補助限度額 : 1施設あたり100万円

5 その他

- 交付申請書時に「子育て環境充実計画書」の提出を求める
- 交付決定前に「子育て環境充実計画書」の内容について、有識者等をメンバーとする意見聴取会議を設置し、意見を聴くこととする。

保育等子育て環境充実事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子育て環境日本一の推進を図るため、児童福祉施設の運営者が行う子育て環境の充実に資する事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる施設（以下「補助対象施設」という。）を運営する法人とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園であって、地方公共団体以外の法人が運営するもの
- (2) 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設であって、地方公共団体以外の法人が設置するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って補助対象施設で実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 保育の質の向上のために行う施設又は施設の付帯設備の整備
 - (2) 安全対策のために行う施設又は施設の付帯設備の整備
 - (3) 衛生対策のために行う施設又は施設の付帯設備の整備
 - (4) 災害対策のために行う施設又は施設の付帯設備の整備
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- (1) 施設の入所児童の処遇及びその保護者の支援に関係のない事業
 - (2) 既に設置されている施設の付帯設備を同等のものに買い換える事業
 - (3) 国や府の他の補助制度の対象となる事業
 - (4) 施設の付帯設備の整備にあつては、1設備あたりの整備費用が50万円未満の事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 法人の運営に係る経常的な経費
- (2) 用地の取得及び補償費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と認められる経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の限度額は、補助対象施設ごとに100万円とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、子育て環境充実計画書(別記第2号様式)を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第7条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、補助対象事業の内容等について審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により交付決定を行うときは、あらかじめ、保育等子育て環境充実事業の応募に係る意見聴取会議(以下「意見聴取会議」という。)に意見を聴かなければならない。

(意見聴取会議)

- 第8条 保育等子育て環境充実事業補助金の交付について知事に意見を述べさせるため、意見聴取会議を置く。
- 2 意見聴取会議について必要な事項は、別に定める。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けたものが、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 第7条の規定による交付決定を受けたものが、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業中止(廃止)申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 第7条の規定による交付決定を受けたものは、規則第13条の規定による実績報告書(別記第5号様式)を補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

年 月 日

京都府知事 様

申請者所在地
名称
代表者職氏名

印

年度保育等子育て環境充実事業補助金交付申請書

保育等子育て環境充実事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 子育て環境充実計画書 (別記第2号様式)
- (2) 収支予算書 (別紙1)
- (3) 現状の分かる資料 (写真、図面等)
- (4) 事業内容の分かる資料 (カタログ、図面等)
- (5) 積算根拠資料 (民間工事請負業者2社の見積書 (仕様の確認できるもの))
- (4) 口座振替依頼書 (別紙2)
- (5) 連絡先調書 (別紙3)
- (6) その他参考になる書類

法人名	
-----	--

施設名	
-----	--

収支予算書

1 収入

項目	金額(円)	備考
補助金		交付率 1/2
自己負担		
上記以外 ()		
収入合計 (A) …支出合計 (B) と一致すること		

2 支出

項目	金額(円)	備考
支出合計 (B) …収入合計 (A) と一致すること		

※ 支出については、見積書ごとに「項目」欄を記載し、「金額」欄に見積書ごとの総額を転記してください。

口座振替依頼書

平成 年 月 日

京都府知事 様

法 人 名		
所 在 地		〒
所 在 地		
代 表 者	役 職	
	ふりがな	
	氏 名	(印)

保育等子育て環境充実事業費補助金については、下記口座に振り込んでください。

金融機関名	
支 店 名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

- ※ 口座情報に誤りがあると振込不能となりますので、十分に確認の上記入願います。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関からの振込の際に利用する「店名・預金種目・口座番号」を記入願います。

委任状

口座名義人が法人代表者と異なる場合等は必ず記載してください。

平成 年 月 日

委任者 (申請法人)

団体名

代表者職名

氏 名

(印)

保育等子育て環境充実事業費補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者 (口座名義人)

住 所:

氏 名:

保育等子育ち環境充実事業費補助金

連絡先調書

法人名	
施設名	
担当者氏名	
電話場号	
F A X	
P Cメールアドレス	
書類送付先住所	〒

子育て環境充実計画書

年 月 日

1 施設種別			2 施設名				
3 設置主体			4 経営主体				
5 子育て環境向上の視点	ア 保育の質の向上 []	イ 安全対策 []	ウ 衛生対策 []	エ 防災対策 []			
6 解決する課題							
7 整備の目的・効果							
8 整備の内容 (現在の状況と整備後の状況が分かるように記載すること。数値等具体的に記載すること。)							
9 対象者							
10 スケジュール							
総事業費 ① 円	寄付金その他の収入予定額 ② 円	差引額 ③(=①-②) 円	対象経費の支出予定額 ④ 円	選定額 ⑤ 円	⑤×1/2 ⑥ 円	補助上限額 ⑦ 円	補助所要額 ⑧ 円
						1,000,000	

(記載上の注意)

- ・「5 子育て環境向上の視点」欄にはア～エの該当するものに[○]を付けること。(複数選択可)
- ・6～10については、事業ごとで異なる場合には、箇条書き等により、それぞれの事業ごとに記載すること。
- ・①欄には民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り額を記載すること。
- ・④欄には、①の額から交付要綱第4条各号に掲げる対象外経費を除いた額を記載すること。
- ・⑤欄には、③欄と④欄を比較し、少ない方の額を記載すること。
- ・⑥欄には、⑤欄に額に1/2を乗じた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ・⑧欄には、⑥欄と⑦欄を比較し、少ない方の額を記載すること。

年 月 日

京都府知事 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

印

年度保育等子育て環境充実事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった保育等子育て環境充実事業補助金に係る補助事業の〔内容・経費の配分〕を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内訳

変更前交付決定額 金 円

変更交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 変更後の子育て環境充実計画書
- (2) 補助事業に係る予算書(見込書)の抄本
- (3) その他参考になる書類

第4号様式(10条関係)

年 月 日

京都府知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名 印

年度保育等子育て環境充実事業補助金事業中止(廃止)申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった保育等子育て環境充実事業補助金に係る補助事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)する事業の内訳
- 3 補助金交付決定の額 金 円
- 4 中止(廃止)の時期
- 3 添付資料
中止(廃止)に係る関係書類

年 月 日

京都府知事 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

印

年度保育等子育て環境充実事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった保育等子育て環境充実事業補助金に係る実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金精算額	金	円

2 添付書類

- (1) 事業実績書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 整備後の状況の分かる資料(写真、図面等)
- (5) 業者からの領収書等の写し(複数の事業を1つの領収書等にまとめる場合は、事業ごとの内訳の記載があるもの)
- (6) その他参考になる書類

事業実績書

1 施設種別				2 施設名			
3 設置主体				4 経営主体			
5 子育て環境向上の視点	ア 保育の質の向上	[]	イ 安全対策	[]			
	ウ 衛生対策	[]	エ 防災対策	[]			
6 解決する課題							
7 整備の目的・効果							
8 整備の結果 (現在の状況と整備後の状況が分かるように記載すること。数値等具体的に記載すること。)							
9 対象者							
10 スケジュール							
総事業費 ① 円	寄付金その他の収入予定額 ② 円	差引額 ③(=①-②) 円	対象経費の支出済額 ④ 円	選定額 ⑤ 円	⑤×1/2 ⑥ 円	補助上限額 ⑦ 円	補助所要額 ⑧ 円
						1,000,000	

(記載上の注意)

- ・「5 子育て環境向上の視点」欄にはア～エの該当するものに[○]を付けること。(複数選択可)
- ・6～10については、事業ごとで異なる場合には、箇条書き等により、それぞれの事業ごとに記載すること。
- ・①欄には領収書等に記載の総事業費を記載すること。
- ・④欄には、①の額から交付要綱第4条各号に掲げる対象外経費を除いた額を記載すること。
- ・⑤欄には、③欄と④欄を比較し、少ない方の額を記載すること。
- ・⑥欄には、⑤欄に額に1/2を乗じた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- ・⑧欄には、⑥欄と⑦欄を比較し、少ない方の額を記載すること。

法人名	
-----	--

施設名	
-----	--

収支決算書

1 収入

項目	金額(円)	備考
補助金		交付率 1/2
自己負担		
上記以外 ()		
収入合計 (A) …支出合計 (B) と一致すること		

2 支出

項目	金額(円)	備考
支出合計 (B) …収入合計 (A) と一致すること		

※ 支出については、領収書ごとに「項目」欄を記載し、「金額」欄に領収書等ごとの総額を転記してください。